

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

Issue 714-2021/02/02~2021/02/08

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 最高人民法院关于为跨境诉讼当事人提供网上立案服务的若干规定..... 2
- 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释..... 2
- 财政部等四部门关于严格执行企业会计准则 切实加强企业 2020 年年报工作的通知.. 3
- 国务院反垄断委员会关于平台经济领域的反垄断指南..... 3
- 银行跨境业务反洗钱和反恐怖融资工作指引（试行）..... 4
- 海南自由贸易港鼓励类产业目录（2020 年本）..... 4

二、最新资讯

- 中国驻日大使馆将对申请中国签证人员留存指纹..... 4

三、里兆解读

- 简析民间借贷利率司法保护上限调整对民间借贷的影响..... 5

四、近期热点话题..... 11

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 国境をまたぐ訴訟当事者向けのオンラインによる訴状受理サービスを提供することに関する最高人民法院による若干規定..... 2
- 「中華人民共和国刑事訴訟法」適用に関する最高人民法院による解釈..... 2
- 企業会計準則を厳格に実施し、企業の 2020 年の年度報告作業を着実に強化することに関する財政部等四部門による通知..... 3
- プラットフォーム経済分野に関する独占禁止委員会による独占禁止ガイドライン..... 3
- 銀行クロスボーダー業務のアンチマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（试行）..... 4
- 海南自由貿易港奨励類産業リスト(2020 年度版)..... 4

二、新着情報

- 駐日中国大使館が中国ビザ申請者に対して指紋採取を開始する..... 4

三、里兆解説

- 民間貸借金利に係る司法保護の上限調整が民間貸借に与える影響を考察する..... 5

四、トピックス..... 11

一、最新中国法令

- [最高人民法院关于为跨境诉讼当事人提供网上立案服务的若干规定](#)

【发布单位】最高人民法院

【发布日期】2021-02-03

【实施日期】2021-02-03

【内容提要】该规定明确了跨境诉讼服务内容、服务对象、服务载体、跨境当事人身份验证、委托代理视频见证、网上立案流程等，旨在为跨境诉讼当事人提供网上立案指引、查询、委托代理视频见证、第一审民商事登记立案服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286341.html>

- [最高人民法院关于适用《中华人民共和国刑事诉讼法》的解释](#)

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2021〕1号

【发布日期】2021-01-26

【实施日期】2021-03-01

【内容提要】与原《2012年解释》相比，该司法解释增加“认罪认罚案件的审理”“速裁程序”“缺席审判程序”三章，增加107条，作了实质修改的条文超过200条。该司法解释将强化诉权保障作为贯穿始终的主线，依法保障被告人的诉讼权利，充分保障辩护律师依法履行辩护职责，维护被害人合法权益。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286491.html>

一、最新中国法令

- [国境をまたぐ訴訟当事者向けのオンラインによる訴状受理サービスを提供することに関する最高人民法院による若干規定](#)

【発布機関】最高人民法院

【発布日】2021-02-03

【実施日】2021-02-03

【概要】本規定では、国境をまたぐ訴訟サービス内容、サービス対象、サービス媒体、国境をまたぐ当事者の本人認証、裁判官と国境をまたぐ訴訟当事者及び代理人を同時にオンラインを通じて結び動画方式により裁判官立会の下で委任手続きを行う制度、訴状受理手続きオンライン化等を明確にしており、国境をまたぐ訴訟当事者に訴状受理手続きオンライン化に係るガイダンス、照会、裁判官と国境をまたぐ訴訟当事者及び代理人を同時にオンラインを通じて結び動画方式により裁判官立会の下で委任手続きを行う制度、第一審民商事案件の訴状受理及び登録サービスを国境をまたぐ訴訟当事者に提供することを目的としている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286341.html>

- [「中華人民共和国刑事訴訟法」適用に関する最高人民法院による解釈](#)

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法释〔2021〕1号

【発布日】2021-01-26

【実施日】2021-03-01

【概要】旧「2012年版解釈」と比べると、当該司法解释は「罪を自供し認めた案件の審理」、「迅速裁判手続」、「欠席審判手続」の三章が追加され、107条増え、実質的な改正が行われた条文は200条を超える。当該司法解释は、訴権の保障強化を終始一貫した主幹とし、被告人の訴訟の権利を法に依拠して保障し、弁護人である弁護士がその弁護の職責を法に依拠して履行できるよう十分に保障し、被害者の適法な権益を守るものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286491.html>

● 财政部等四部门关于严格执行企业会计准则切实加强企业 2020 年年报工作的通知

【发布单位】财政部等四部门
【发布文号】财会〔2021〕2 号
【发布日期】2021-02-05
【内容提要】该通知提出：

- 企业编制年报应当严格执行财政部发布的企业会计准则、企业会计准则解释、企业会计准则应用指南等有关规定。在此基础上，需要特别关注新冠肺炎疫情期间相关业务的会计处理等三方面重点问题。
- 会计师事务所在进行年报审计时，重点关注货币资金、收入、存货、商誉、金融工具、企业合并、关联方交易、持续经营等领域，保持职业怀疑，有效识别、评估和应对因舞弊和错误导致的财务报表重大错报风险等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202102/t20210205_3654954.htm

● 国务院反垄断委员会关于平台经济领域的反垄断指南

【发布单位】国务院反垄断委员会
【发布文号】国反垄发〔2021〕1 号
【发布日期】2021-02-07
【实施日期】2021-02-07
【内容提要】该指南的“平台”是指互联网平台，“平台经济领域经营者”，包括平台经营者、平台内经营者以及其他参与平台经济的经营者。该指南与《反垄断法》的结构高度契合，由总则、垄断协议、滥用市场支配地位、经营者集中、滥用行政权力排除限制竞争和附则等六章组成，共 24 条，对涉及平台经济领域的《反垄断法》适用问题作出了较为细化的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于平台经济领域的反垄断指南
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202102/t20210207_325967.html
官方解读
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202102/t20210207_325970.html

● 企業會計準則を厳格に実施し、企業の 2020 年の年度報告作業を着実に強化することに関する財政部等四部門による通知

【発布機関】財政部等四部門
【発布番号】财会〔2021〕2 号
【発布日】2021-02-05
【概要】本通知では、次のように提唱している。

- 企業が年度報告を作成する際には、財政部門が発布した企業会計準則、企業会計準則の解釈、企業会計準則の応用ガイドライン等の関係規定を厳格に実施しなければならない。そのうえで、コロナ期間における係る業務の会計処理等の三方面での重点問題にとりわけ関心を払う必要がある。
- 会計事務所が年度報告を監査する際には、現預金、収入、在庫品、のれん、金融ツール、企業合併、関連取引、持続的経営等の分野に着眼して注意を払い、職業的懐疑心をもって、私利を追及するための不正行為及びミスによりもたらされる財務諸表の重大な誤報リスク等を効果的に識別し、評価し、対応する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202102/t20210205_3654954.htm

● プラットフォーム経済分野に関する独占禁止委員会による独占禁止ガイドライン

【発布機関】国務院独占禁止委員会
【発布番号】国反独発〔2021〕1 号
【発布日】2021-02-07
【実施日】2021-02-07
【概要】本ガイドラインにいう「プラットフォーム」とは、インターネットプラットフォームをいい、「プラットフォーム分野の事業者」には、プラットフォーム事業者、プラットフォーム内の事業者及びプラットフォーム経済に参加するその他の事業者を含む。本ガイドラインは「独占禁止法」の構造により適合するものであり、総則、独占協定、市場支配的地位の濫用、事業者集中、行政権力の濫用による競争の排除及び附則等の六章、計 24 条からなり、プラットフォーム経済分野に係わる「独占禁止法」の適用問題について、かなり詳細化された規定が行われている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
プラットフォーム経済分野に関する独占禁止ガイドライン
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202102/t20210207_325967.html
公式解説
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202102/t20210207_325970.html

● [銀行跨境業務反洗錢和反恐怖融資工作指引\(試行\)](#)

【发布单位】中国人民银行、国家外汇管理局
【发布文号】银发〔2021〕16号
【发布日期】2021-02-01
【实施日期】2021-03-03
【内容提要】该指引要求银行做好客户尽职调查、业务风险识别与尽职审查、报告制度和资料留存等，防范跨境业务洗钱和恐怖融资风险。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081395/4081686/4185365/index.html>

● [海南自由贸易港鼓励类产业目录\(2020年本\)](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、国家税务总局
【发布文号】发改地区规〔2021〕120号
【发布日期】2021-01-27
【实施日期】2020-01-01 至 2024-12-31
【内容提要】该目录共包括两部分：
1. 国家现有产业目录中的鼓励类产业，包括《产业结构调整指导目录(2019年本)》和《鼓励外商投资产业目录(2020年版)》中的产业。
2. 海南自贸港新增鼓励类产业。具体包含14个大类行业、143个细分行业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/ghxwj/202101/t20210129_1266472.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [中国驻日大使馆将对申请中国签证人员留存指纹](#)

根据中国驻日本大使馆消息，将自2021年02

● [銀行クロスボーダー業務のアンチマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン\(試行\)](#)

【发布機關】中国人民銀行、国家外貨管理局
【发布番号】銀發〔2021〕16号
【発布日】2021-02-01
【実施日】2021-03-03
【概要】本ガイドラインにおいて、クロスボーダー取引によるマネーロンダリング及びテロ資金供与リスクを防止するために、カスタマー・デューデリジェンス、取引リスクの識別とデューデリジェンス、報告制度及び資料保管等を徹底するよう銀行に要求している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081395/4081686/4185365/index.html>

● [海南自由貿易港獎勵類產業リスト\(2020年度版\)](#)

【发布機關】国家發展・改革委員会、財政部、国家稅務總局
【发布番号】發改地区規〔2021〕120号
【発布日】2021-01-27
【実施日】2020-01-01 から 2024-12-31 まで
【概要】本リストには以下の2つの部分が含まれる。
1. 国の既存する産業リストにおける奨励類産業には、「産業構造調整指導リスト(2019年度版)」及び「外商投資奨励産業リスト(2020年度版)」内の産業が含まれる。
2. 海南自由貿易港において奨励類産業が新たに追加された。具体的には、14件の大分類業種、143件の細分類業種が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/ghxwj/202101/t20210129_1266472.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [駐日中国大使館が中国ビザ申請者に対して指紋採取を開始する](#)

駐日中国大使館の情報によると、2021年2月8日

月 08 日起对申请中国签证人员（不含申请赴香港、澳门的签证申请人）留存十指指纹并颁发生物识别签证。十指指纹将在中国签证申请服务中心（东京、名古屋）递交申请时采集。

（里兆律师事务所 2021 年 02 月 05 日编写）

三、里兆解读

● 简析民间借贷利率司法保护上限调整对民间借贷的影响

2020 年 08 月 19 日，最高人民法院发布《关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》（法释[2020]6 号），对施行了 5 年之久的《关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》（法释[2015]18 号，以下简称“《民间借贷旧规》”）作出修订。为适应《民法典》的施行，最高人民法院于 2020 年 12 月 31 日正式出台《最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》（法释[2020]17 号），对“法释[2020]6 号”文做了进一步修订（“法释[2020]6 号”和“法释[2020]17 号”，以下合称“《民间借贷新规》”）。除适应《民法典》所作的修订之外，民间借贷利率保护上限的调整是《民间借贷新规》相较于《民间借贷旧规》最为重要的变化，本文就这一利率保护上限变动的法律要旨及对企业的影响问题进行简要解读与分析。

一、民间借贷利率保护上限变动的法律要旨

在《民间借贷旧规》框架下，民间借贷利率按照如下方式进行上限保护：

- **高利贷无效：**借款年利率>36%部分，法院强制要求出借人返还。
- **正常利率有效：**
 - 1) 36%≥借款年利率>24%的，法院不予保护。已付利息的，法院不支持返还；未付利息的，法院也不判决支付。
 - 2) 借款年利率≤24%的，法院对该部分利息予以支持。

《民间借贷新规》则明确规定：借款利息的利率超过 1 年期贷款市场报价利率（以下简称“LPR”）4 倍的，法院不予支持。结合《全国法院民商事审判工作会议纪要》等相关规定，我们理解，《民间借贷新规》项下民间借贷利率上限保护的适用规则如下：

から、中国ビザの申請者（香港、マカオ行きビザ申請者を除く）に対して、指十本の指紋を保存し、生物識別ビザを発行するとしている。十本の指紋は中国ビザ申請サービスセンター（東京、名古屋）における申請時に採取するとしている。

（里兆法律事務所が 2021 年 2 月 5 日付で作成）

三、里兆解説

● 民間貸借金利に係る司法保護の上限調整が民間貸借に与える影響を考察する

2020 年 8 月 19 日、最高人民法院は「民間貸借事案の審理における法律適用の若干事項に関する規定」（法釈[2020]6 号）を公布し、5 年に亘り施行されていた「民間貸借事案の審理における法律適用の若干事項に関する規定」（法釈[2015]18 号、以下「『民間貸借の旧規定』」という）を改正した。「民法典」の施行に伴い、それとの整合性を図るために、最高人民法院は 2020 年 12 月 31 日に「民間貸借事案の審理における法律適用の若干事項に関する最高人民法院による規定」（法釈[2020]17 号）を正式に公布し、「法釈[2020]6 号」規定をさらに改正した（以下、「法釈[2020]6 号」と「法釈[2020]17 号」を併せて「『民間貸借の新規定』」という）。「民法典」との整合性を図るための調整を除き、「民間貸借の新規定」と「民間貸借の旧規定」とを比べると、民間貸借金利に係る保護の上限調整が最も重要な変更点であり、本稿では、この金利保護の上限調整に係る法律要旨、並びにそれが企業に与える影響について簡潔に考察し分析する。

一、民間貸借金利に係る保護の上限調整についての法律要旨

「民間貸借の旧規定」では、民間貸借の金利は以下の方式により、その上限を保護するとしていた。

- **高利貸しは無効とする：**貸出金利（年利）が 36%を超過した部分について、裁判所は返還するよう貸主に命じる。
- **正常な金利は有効とする：**
 - 1) 貸出金利（年利）が 24%超 36%以下の場合、裁判所は保護しない。利息を支払い済みの場合、裁判所は返還を支持せず、利息が未払いの場合でも裁判所は支払判決を下さない。
 - 2) 貸出金利（年利）が 24%以下の場合、裁判所は当該部分の利息を支持する。

「民間貸借の新規定」によれば、貸出金利が 1 年物の貸出市場提示金利（以下「LPR」という）の 4 倍を超過した場合、裁判所は支持しないことを明確にしている。「全国法院民商事審判作業會議紀要」等の関連規定を踏まえると、「民間貸借の新規定」における民間貸借金利の保護上限は以下の規則が適用されると考えられる。

1. 借款年利率 \leq 4 倍的 LPR, 约定有效, 法院予以保护;
2. 借款年利率 $>$ 4 倍的 LPR, 约定无效¹, 法院不予支持。

对于《民间借贷新规》中的民间借贷利率保护上限的法律理解, 一般认为, 包含了如下要旨:

1. 是否超过上限问题, 应以民间借贷合同成立时的 LPR 为基准²。
2. 民间借贷的逾期利率也不得约定超过 4 倍 LPR, 对于存在复利、逾期利息等, 如最终按合同约定利率计算所得的利息超过借款人以最初借款本金为基数、以借款合同成立时 4 倍 LPR 计算的利息, 可能认定该利率超过司法保护的利率上限。
3. 民间借贷中约定的违约金和其他费用³, 也应与借贷合同中约定的利息合并纳入借款合同成立时 4 倍 LPR 上限进行考量。

二、民间借贷利率保护上限变动对借贷行为的主要影响

■ 不同时期借贷行为利率保护上限如何适用?

根据《民间借贷新规》, 法院在 2020 年 08 月 20 日之后新受理的一审民间借贷案件, 对分别成立于 2020 年 08 月 20 日前后的借款合同, 规定当事人可以分别请求适用不同的利率。简要总结如下:

1. 貸出金利(年利)が LPR の 4 倍以下の場合、その約定は有効とし、裁判所はこれを保護する。
2. 貸出金利(年利)が LPR の 4 倍を超過した場合、その約定は無効とし¹、裁判所はこれを支持しない。

「民間貸借の新規規定」における民間貸借金利の保護上限について、法律の観点から、一般的には以下の要旨が含まれると考えられる。

1. 上限を超過したか否かは、民間貸借契約が成立した時点での LPR² を基準にして判断すべきである。
2. 民間貸借の遅延利息の率についても 4 倍の LPR を超過して約定してはならない。複利、遅延利息等を定めている場合、最終的に契約で取り決めた金利に基づき算出された利息は、借主が最初の貸出元本に貸借契約成立時点における 4 倍の LPR を乗じて算出された利息を上回った場合、当該金利は司法保護上の金利上限を超過したものと認定される可能性がある。
3. 民間貸借において約定した違約金及びその他の費用³も、貸借契約に定める利息と併せて、貸借契約の成立時点における 4 倍の LPR という上限を超過したか否かを勘案しなければならない。

二、民間貸借金利に係る保護上限の調整が貸借行為に与える主な影響

■ 異なる時期における貸借行為に対する金利の保護上限をどのように適用するのか?

「民間貸借の新規規定」によると、裁判所が 2020 年 8 月 20 日以降に新たに受理した第一審の民間貸借事案において、2020 年 8 月 20 日より前に成立した貸借契約、及びそれ以降のものについて、当事者はそれぞれ異なる金利を適用するよう請求することができるとしている。下表に簡潔に整理する。

¹ 关于借款年利率 $>$ 4 倍 1 年期 LPR 的约定,《民间借贷新规》对其效力认定予以回避,但从《全国法院民商事审判工作会议纪要》第 30 条第 2 款规定,“下列强制性规定,应当认定为‘效力性强制性规定’:强制性规定涉及金融安全、市场秩序、国家宏观政策等公序良俗的”;《民法典》第 680 条第 1 款,“禁止高利放贷,借款的利率不得违反国家有关规定”等规定来看,我们理解,借款年利率 $>$ 4 倍 1 年期 LPR 的部分为法律所禁止的高利贷,相关约定应为无效。

¹ 貸付の金利(年利)が 1 年物の LPR の 4 倍を超過する約定について、「民間貸借の新規規定」ではその効力を認めるか否かに言及されていないが、「全国法院民商事審判作業會議紀要」第 30 条第 2 項での「下記に掲げる強行規定は『効力上の強行規定』として認定しなければならない。強行規定が金融の安全、市場秩序、国のマクロ政策等の公序良俗に関わる場合」、及び、「民法典」第 680 条第 1 項における「高利貸しを禁止し、貸付金利は国の関連規定に違反してはならない」といった規定によれば、貸付の金利(年利)が 1 年物の LPR の 4 倍を超える部分は法によって禁止される高利貸しに該当し、係る約定は無効であると考えられる。

² 自然人之间的借款合同为实践合同, 自贷款人提供借款时成立, 故其借贷应以贷款人实际提供借款时点的 1 年期 LPR 为准。

² 自然人の間の金銭貸借契約は要物契約であり、貸主から貸付金の提供があった時点で成立するため、当該貸借は、実際に貸主から貸付金の提供があった時点における 1 年物の LPR に準じる。

³ 对于其他费用的范围, 根据《关于进一步加强金融审判工作的若干意见》、《关于规范整顿“现金贷”业务的通知》、《关于依法妥善审理民间借贷案件的通知》等相关文件, 主要包括居间费、服务费、保证金、延期费等综合资金成本。

³ その他の費用の範囲には、「金融審判作業のさらなる強化に関する若干意见」、「『現金貸付』業務の規範化・見直しに関する通知」、「法に依拠し民間貸借事案を適切に審理することに関する通知」等の関連文書に基づき、主に仲介手数料、サービス料、保証金、遅延費用等の総合的資金コストが含まれる。

| 一审案件受理时间 | 借款合同成立时间 | 计息期间 | 适用的利率保护上限 |
|---------------|---------------|--------------------|----------------------------|
| 2020年08月20日以前 | 不考虑 | 自合同成立至借款返还之日 | 年利率24% (24%-36%部分为自然债务) |
| 2020年08月20日以后 | 2020年08月20日以前 | 自合同成立至2020年08月19日 | 年利率24% (24%-36%部分为自然债务) |
| | | 2020年08月20日至借款返还之日 | 合同成立时的4倍LPR |
| | 2020年08月20日以后 | 自合同成立至借款返还之日 | 合同成立时的4倍LPR |

此外，对于2020年08月20日以前已经受理的二审民间借贷案件，以及已经审结而又申请再审的案件，结合《关于认真学习贯彻适用〈最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定〉的通知》等相关文件，我们理解，原则上，利率保护上限均不适用《民间借贷新规》相关规定，而是继续适用《民间借贷旧规》中年利率24%的规定。

■ 借款人已经自愿支付的、超过利率保护上限的利息，是否可以要求返还？

2020年08月20日以前，法院受理的一审民间借贷案件适用《民间借贷旧规》。针对超过利率保护上限的利息，《民间借贷旧规》将其划分为“自然债务区（36%≥借款年利率>24%）”和“无效区（借款年利率>36%）”，针对借款人已自愿支付的超过《民间借贷新规》利率保护上限的利息返还主张，因该等划分导致法律规定的处理后果有所差异：

1. 对于已支付的自然债务区利息，该支付没有损害国家、集体和第三人利益的，借款人又以不当得利为由要求贷款人返还的，法院不予支持；
2. 对于已支付的无效区利息，借款人又以不当得利为由要求贷款人返还的，法院应予支持。

2020年08月20日以后，法院受理的一审民间借贷案件适用《民间借贷新规》。关于如何处理借款人在2020年08月20日以后自愿支付的超过《民间借贷新规》利率保护上限的利息，《民间借贷新规》未明确规定。仅就该点来看，我们倾向于认为，借

| 第一審事案の受理時点 | 貸借契約の成立時点 | 利息計算期間 | 適用される金利の保護上限 |
|---------------|---------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 2020年8月20日より前 | 不問 | 契約成立から貸付金の弁済日まで | 金利（年利）24% （24%超 36%以下の部分は自然債務） |
| 2020年8月20日以降 | 2020年8月20日より前 | 契約成立から2020年8月19日まで | 金利（年利）24% （24%超 36%以下の部分は自然債務） |
| | | 2020年8月20日から貸付金の弁済日まで | 契約成立時点における4倍のLPR |
| | 2020年8月20日以降 | 契約成立から貸付金の弁済日まで | 契約成立時点における4倍のLPR |

また、2020年08月20日より前にすでに受理された第二審の民間貸借事案、並びにすでに結審し、また再審が申し立てられた事案については、「『民間貸借事案の審理における法律適用の若干事項に関する最高人民法院による規定』を真摯に学び且つ着実に実施することに関する通知」等の関連文書を踏まえると、原則上、金利の保護上限は「民間貸借の新規規定」の係る規定を適用せず、依然として「民間貸借の旧規定」の金利（年利）24%に係る規定の適用を受けると考えられる。

■ 借主はその自由意思により支払った、金利の保護上限を超えた部分の利息につき、返還を主張できるのか？

2020年08月20日より前に裁判所が受理した第一審の民間貸借事案には「民間貸借の旧規定」が適用される。金利の保護上限を超えた部分の利息については、「民間貸借の旧規定」において「自然債務の部分（貸出金利（年利）が24%超 36%以下）」と「無効の部分（貸出金利（年利）が36%超）」に区分される。借主がその自由意思により支払った「民間貸借の新規規定」における金利の保護上限を超えた部分の利息を返還するよう求める場合、当該区分ごとに法律で定められる処理結果はそれぞれ異なってくる。

1. 支払済みの自然債務の部分に該当する利息については、当該支払が国、集団及び第三者の利益を損害しておらず、且つ借主が不当利得を理由に貸主に対し返還を請求する場合、裁判所はこれを支持しない。
2. 支払済みの無効の部分に該当する利息については、借主が不当利得を理由に貸主に対し返還を請求する場合、裁判所はこれを支持しなければならない。

2020年08月20日以降、裁判所が受理した第一審の民間貸借事案は「民間貸借の新規規定」の適用を受けるとされている。借主が2020年08月20日以降、その自由意思により「民間貸借の新規規定」における金利の保護上限を超えて支払った利息についてどのように

款人在新受理的一审案件中要求返还已支付的超过利率保护上限利息的主张，应区分两种情况：

1. 对于在 2020 年 08 月 20 日以后成立的民间借贷合同，《民间借贷新规》规定对借款利率超过合同成立时的 4 倍 LPR 的利息不予保护，结合最高人民法院在《民间借贷新规》新闻发布会提到该新规是为贯彻落实《民法典》第 680 条“禁止高利放贷”的精神推测⁴，借款人在新受理的一审案件中要求返还已支付的超过利率保护上限利息的主张，一般会得到法院支持。
2. 对于在 2020 年 08 月 20 日以前成立的民间借贷合同，借款人在 2020 年 08 月 20 日以后自愿支付超过《民间借贷新规》利率保护上限的利息，本质上属于《民间借贷旧规》中的自然之债，应按照“从旧原则”进行处理。据此，借款人在新受理的一审案件中要求返还已支付的超过利率保护上限利息的主张，大概率不会得到法院支持。

当然，由于《民间借贷新规》出台时间较短，目前尚未检索到与上述观点相关的司法案例，上述观点尚需法院在后续司法案例中加以论证，对此，我们也将持续关注。

■ 銀行等金融机构的利率保护上限如何适用？

无论是《民间借贷新规》还是《民间借贷旧规》，第 1 条均规定其不适用于金融机构之间的贷款，《全国法院民商事审判工作会议纪要》亦强调“凡由金融监管部门或者有关政府部门批准设立的持有金融牌照的银行、非银行金融机构从事的借贷行为，均为金融借贷，不适用民间借贷的相关规则及利率标准”，因此，我们倾向于认为，金融机构贷款不适用《民间借贷新规》有关利率保护上限的内容。

温州瓯海区法院曾于 2020 年 08 月 27 日作出

取り扱うかは、「民間貸借の新規規定」では明確に定められていない。その点だけに着眼すると、新規に受理された第一審の事案において、借主による金利の保護上限を超えた部分の利息の返還請求は、それぞれ 2 通りの状況があると考えられる。

1. 2020 年 8 月 20 日以降に成立した民間貸借契約については、「民間貸借の新規規定」によれば、金利が契約成立時の 4 倍の LPR を超過した部分は保護しないと定められている。最高人民法院による「民間貸借の新規規定」の記者会見での発言を踏まえると、当該新規規定は「民法典」第 680 条「高利貸し禁止」の精神を徹底するためのものであることから⁴、新たに受理された第一審事案において、借主による金利保護上限を超えて支払った利息の返還請求は、通常、裁判所に支持されると考えられる。
2. 2020 年 8 月 20 日より前に成立した民間貸借契約については、借主が 2020 年 8 月 20 日以降、その自由意思により「民間貸借の新規規定」の金利保護上限を超えて支払った利息は、実質上、「民間貸借の旧規定」における自然債務に該当し、「旧規定に従う原則」により取り扱わなければならない。よって、新たに受理された第一審事案において、借主による金利保護上限を超えて支払った利息の返還請求は、裁判所に支持されない確率が高い。

もつとも、「民間貸借の新規規定」が公布されてからまだ間もなく、現時点では、上記した意見を裏付けるような司法判例はまだ確認できていないため、今後、裁判所の司法判例を通じて裏付けがなされていく必要があり、この点、引き続き注意を払いたい。

■ 銀行等の金融機関における金利の保護上限はどのように適用されるのか？

「民間貸借の新規規定」であるか「民間貸借の旧規定」であるかに関係なく、第 1 条ではいずれも金融機関の間の貸付には適用されないと定められている。「全国法院民商事審判作業會議紀要」でも、「金融監督管理部門又は係る政府部門の承認を得て設立された、金融免許を有する銀行、非銀行金融機関が取り扱う貸借行為であれば、一律に金融貸付に該当し、民間貸借に係る規則及び金利の基準は適用しない」ことを強調している。従って、金融機関の貸付には「民間貸借の新規規定」における金利の保護上限に係る内容は適用されないと考えられる。

温州瓯海区法院が 2020 年 8 月 27 日に下した判決

⁴ 参见《尊重合同自愿，调整保护上限，促进民间借贷规范平稳健康发展——最高人民法院民一庭负责人就新修正的〈最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定〉答记者问》。

⁴ 「契約の自由意思を尊重し、保護上限を調整し、民間貸借の規範化、安定化、健全な発展を促す——最高人民法院民一庭の責任者による、新たに改正された『民间借贷事案の審理における法律適用の若干事項に関する最高人民法院による規定』についての記者からの質疑に対する回答」を参照のこと。

的判決中，參照《民間借貸新規》將 4 倍 LPR 適用於平安銀行股份有限公司溫州分行與洪輝道的金融借款案件，但該判決近期被溫州中級法院推翻，理由之一便是金融機構借貸糾紛不適用《民間借貸新規》。溫州中級法院的終審判決的意義在於，明確了金融機構借貸與民間借貸是兩種性質不同的借貸，金融借貸利率上限，可以不參照民間借貸利率上限。從現在的判決結果看，我們推測，金融機構的利率保護上限應暫時會穩定在《最高人民法院印發〈關於進一步加強金融審判工作的若干意見〉的通知》（法發[2017]22 號）第 2 條第 2 款⁵規定的 24%。但由於該問題尚未有統一的裁判規則，中國也不是判例法國家，不能完全排除其他地方法院就該問題出現不同的解讀。長遠來看，我們期待出現統一的裁判規則填補該漏洞。

此外，關於與金融機構相關的委託借款，其利率保護上限的判斷與該類借款性質有關。雖然法律並沒有明確界定委託借款屬於金融借貸還是民間借貸，亦沒有關於利率保護上限的適用規則，但參考最高人民法院的公報案例⁶，法院應傾向於認定委託貸款屬於民間借貸，基於此，委託貸款的利率保護上限應受《民間借貸新規》的規制。儘管如此，這一觀點尚需經由司法檢驗。

三、對企業的啟示

■ 借貸雙方關於借貸利率約定仍會尊重意思自治

雖然《民間借貸新規》將借貸利率保護上限調至 4 倍 LPR，這並不會影響借貸雙方根據《民法典》自行協商確定利率。但為避免發生高利貸風險，雙方需以確保借貸利率不超過 4 倍 LPR 為前提，以意

では、「民間貸借の新規規定」を参照し、4 倍の LPR を平安銀行股份有限公司溫州支店と洪輝道の金融貸付事案に適用するものであったが、当該判決は、最近、溫州中級法院によって覆された。その理由のひとつは、金融機関の貸付をめぐる紛争では「民間貸借の新規規定」は適用されないことである。溫州中級法院の終審判決に意義があった点として、金融機関の貸付と民間貸借とは性質が異なり、金融貸付の上限金利は民間貸借の上限金利を参照しなくてもよいことを明確にした点である。現在までの判決の結果を見る限りでは、金融機関に対する金利の保護上限は当面、「『金融審判作業のさらなる強化に関する若干意見』の公布に関する最高人民法院による通知」（法發[2017]22 號）第 2 條第 2 項⁵に規定された 24%に据え置かれるであろうと思われる。しかし、この問題に係る裁判規則はまだ統一されておらず、中國は判例法主義の国でもないことから、その他の地方法院が異なる観点からこの問題を解釈する可能性も排除できない。長い目で見れば、この法整備の漏れが補われるような統一された裁判規則が制定されることを期待したい。

また、金融機関に関連する委託貸付については、その金利の保護上限に係る判断は当該貸付金の性質に関係してくる。法律上、委託貸付は金融貸付なのか、それとも民間貸借に該当するのかを明確にしておらず、金利の保護上限の適用規則も定められていない。しかし、最高人民法院の官報事例⁶によれば、裁判所は委託貸付を民間貸借と認定する傾向があるため、委託貸付の金利の保護上限は「民間貸借の新規規定」により規制されるはずである。しかしながら、この観点は司法実務により裏付けがなされる必要がある。

三、企業が注意すべき点

■ 貸借双方による貸借金利の約定については、なおも意思自治を尊重する

「民間貸借の新規規定」において貸借金利に係る保護上限が 4 倍の LPR へと調整されたことは、貸借双方が「民法典」に基づき、自ら協議の上、金利を確定することを妨げない。しかし、高利貸しに伴うリスクが発生しな

⁵ 《最高人民法院印發〈關於進一步加強金融審判工作的若干意見〉的通知》第 2 條第 2 款：嚴格依法規制高利貸，有效降低實體經濟的融資成本。金融借款合同的借款人以貸款人同時主張的利息、複利、罰息、違約金和其他費用過高，顯著背離實際損失為由，請求對總計超過年利率 24%的部分予以調減的，應予支持，以有效降低實體經濟的融資成本。

⁵ 「『金融審判作業のさらなる強化に関する若干意見』の公布に関する最高人民法院による通知」第 2 條第 2 項：法に依拠し高利貸しを厳禁し、実態經濟の融資コストを効果的に軽減する。金融貸借契約の借主は貸主の主張した利息、複利、遅延利息、違約金及びその他の費用が過度に高額なものであり、實際の損失額よりも著しく上方に乖離していることを理由に、合計して年利 24%を超えた部分につき下方調整するよう要請する場合、これを支持しなければならない。これをもって、実態經濟における融資コストを効果的に軽減するようにする。

⁶ 參見最高人民法院：（2016）最高法民終 124 号民事判決。

⁶ 最高人民法院：（2016）最高法民終 124 号民事判決を参照のこと。

思自治为原则，对“计息基数（复利、逾期利息、违约金和其他费用）、计息期间、计息利率”三项要素进行明确约定。

需要说明的是，上述计息基数（复利、逾期利息、违约金和其他费用）受4倍LPR的限制，根据《全国法院民商事审判工作会议纪要》相关内容⁷，其不能适用到民间借贷之外的其他领域（如货物买卖）。因此，单就该点而言，民间借贷之外的其他领域，法律仍会尊重意思自治，而非强制要求适用不超过4倍LPR的规定。

■ 尽早督促借款人支付超过利率保护上限的自然债务

《民间借贷新规》取消自然债务的规定，一定程度上表明立法和司法的保护天平倾斜到债务人一端。对于成立于2020年8月20日以前的借款合同，2020年8月20日以后借款人自愿偿还超过利率保护上限的自然债务是否返还，法律制度层面目前尚没有形成统一的处理规则。在该统一规则正式出台前，尽早督促借款人支付尚未偿还的超过利率保护上限的自然债务，有利于形成稳定的法律关系。借款人自愿（完成）偿还行为，有可能成为驳斥借款人主张利息超过利率保护上限的抗辩理由。

■ 银行等金融机构可做好过渡期的事先应对

如上所述，虽然银行等金融机构可能暂时不会调整利率保护上限，但根据监管机关始终贯彻的监管态度来看，银行等金融机构作为受到国家严格监管的对象，在利率方面的监控同样趋向严格，因此，银行等金融机构也需予以关注。

（里兆律师事务所 2021年02月06日编写）

いよう、双方は貸借金利が4倍のLPRを超えないことを前提に、意思自治の原則の下で「利息計算基数（複利、遅延利息、違約金及びその他の費用）、利息計算期間、利息計算のベースとなる金利」という3つの要素を明確に取り決める必要がある。

なお、上述した利息計算基数（複利、遅延利息、違約金及びその他の費用）は4倍LPRの制限を受けるが、「全国法院民商事審判作業會議紀要」の関連内容⁷に基づくと、これを民間貸借以外の分野（例えば、貨物の売買）に適用させてはならないとしている。よって、民間貸借以外の分野においては、法律上、依然として意思自治が尊重され、4倍のLPRを超過しないという規定が強制的に適用されることはない。

■ 金利の保護上限を超過した自然債務を弁済するよう早急に借主を促すこと

「民間貸借の新規規定」に自然債務に係る規定を廃止したことは、ある程度において、立法及び司法保護の天秤が債務者のほうに傾いていることを示している。2020年8月20日より前に成立した貸借契約については、2020年8月20日以降、借主がその自由意思により金利の保護上限を超えて弁済した自然債務は返還されるかどうかについて、法制度上、現時点では統一された取扱規則はまだなされていない。それが正式に公布されるまでは、金利の保護上限を超えた自然債務を弁済するよう早急に借主を促すことが安定した法律関係の形成には有益であり、また、借主の自由意思による弁済行為は、利息が金利の保護上限を超えているという借主の主張を抗弁するための理由にもなり得る。

■ 銀行等の金融機関は移行期間において事前に対応措置を講じておくのがよい

以上から、銀行等の金融機関に対しては、金利の保護上限は当面、調整されないと考えられるが、監督管理機関の一貫した姿勢から、国から厳格な監督管理を受けている銀行等の金融機関に対しての金利に係るモニタリングも厳格化されていくであろう。銀行等の金融機関においても注意を払っていく必要がある。

（里兆法律事務所が2021年2月6日付で作成）

⁷ 《全国法院民商事审判工作会议纪要》第50条：认定约定违约金是否过高，一般应当以《合同法》第113条规定的损失为基础进行判断，这里的损失包括合同履行后可以获得的利益。除借款合同外的双务合同，作为对价的价款或者报酬给付之债，并非借款合同项下的还款义务，不能以受法律保护的民间借贷利率上限作为判断违约金是否过高的标准，而应当兼顾合同履行情况、当事人过错程度以及预期利益等因素综合确定。主张违约金过高的违约方应当对违约金是否过高承担举证责任。

⁷ 「全国法院民商事審判作業會議紀要」第50条：約定した違約金が過度に高額であるか否かを認定するにあたっては、通常、「契約法」第113条に定める損失に基づき、判断しなければならない。また、ここにいう損失には、契約履行後、得られる利益が含まれる。なお、金銭貸借契約以外の双務契約において、対価とする代金又は報酬支給の債務は金銭貸借契約に基づく弁済義務に該当しないため、法によって保護される民間貸借金利の上限は、その違約金が過度に高額であるか否かを判断するための基準にはならず、契約の履行状況、当事者の過誤の程度及び逸失利益等の要素を踏まえながら総合的に確定しなければならない。違約金が過度に高額であると主張する違約側は、違約金が過度に高額なものであることについて証明責任を負わなければならない。

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 民法典司法解释

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 民法典の司法解釈